

平成25年度栃木県原子力災害対策専門委員会議事録

1 日時 平成26年2月3日（月）午後2時～4時

2 場所 栃木県庁昭和館 多目的室4

3 出席者（委員） 稲葉 和弘（宇都宮地方気象台防災管理官）
小野 一之（獨協医科大学教授）
菊地 透（自治医科大学RIセンター管理主任）
鈴木 元（国際医療福祉大学クリニック院長）
夏秋 知英（宇都宮大学農学部教授）
藤城 俊夫（一般財団法人高度情報科学技術研究機構参与）
藤田 玲子（株式会社東芝 電力システム社
電力・社会システム技術開発センター首席技監）
藤原 広行（独立行政法人防災科学技術研究所
社会防災システム研究領域長）
（事務局）平野 博章（県民生活部長）
荒川 政利（県民生活部危機管理監）
ほか事務局職員

1 開会

2 挨拶

（1）平野県民生活部長

委員の皆様には、お忙しい中御出席いただき感謝申し上げます。また、栃木県原子力災害対策専門委員会の委員就任の継続について御承諾いただき、併せて感謝申し上げます。

福島第一原子力発電所事故は本県の県民生活等に大きな影響を及ぼしたが、現在は復興に向けて着実に進んでいる。県では、知事を本部長とする栃木県原子力対策本部の設置、地域防災計画の原子力災害対策編の策定、近隣県の原子力事業者と覚書等の締結、本県では初めての原子力防災訓練の実施など、原子力防災体制の整備について着実に実施してきた。

一方、国においては、原子力災害対策に係る新たな指針が策定されたが、本県に関係することが予想されるPPAの範囲や防護措置について必ずしも明らかとなっていない。

本日の会議では、国の原子力災害対策指針の改定を踏まえ、本県における防護措置の判断基準等について御審議いただくとともに、原子力防災訓練や県有施設の除染の実施状況について報告させていただき、今後の原子力防災体制のあり方などについて、広範な御意見をいただけると幸いである。

（2）鈴木委員長

引き続き委員長を務めさせていただくので、委員の皆様方には、会議の運営について御協力いただきたい。

当委員会が設置されて2年が経過し、地域防災計画の原子力災害対策編の策定をはじめ、

県の原子力防災全般について提言を行ってきたほか、原子力事業者との覚書の締結、栃木県では初めてとなる原子力防災訓練が実施されるなど、着実に県の原子力防災体制の整備が図られていると感じている。

本日は、国における原子力災害対策指針の改定作業を踏まえた地域防災計画の改定について審議していただくとともに、原子力防災訓練や県有施設の除染等について報告を受ける予定となっている。

議事を進めていくに当たり、委員の皆様方からはいろいろな御意見をいただければありがたい。御協力方よろしくお願い申し上げます。

3 議事

(1) 栃木県地域防災計画（原子力災害対策編）の改定について

荒川危機管理監から資料1に基づき説明があった。

- 鈴木委員長 EAL（緊急時活動レベル）は、原子力施設において異常事態が生じた際に、事故の進展に応じて原子力事業者が判断して自治体等に通報する仕組みであり、また、OIL（運用上の介入レベル）は、放射性物質が環境中に放出された場合に、測定する項目によって自治体等の判断基準を決めるものである。いずれも栃木県が自ら情報を取得できることが前提となるが、もし情報が来なかった場合、どのように働きかけをしていくのか。
- 事務局 まず、原子力事業者と締結した覚書等に基づいて通報される仕組みができています。日頃から原子力事業者と密接に情報交換をしており、いざというときにはきちんと情報を取得できる体制を維持していく。また、国からの情報伝達についても今後体制を整えていく。
- 藤城委員 EALは原子力施設の周辺でできるだけ早く対策をとることに重点が置かれているので、栃木県はよほど強い気構えで情報を取りに行かないと入手できないことがある。また、緊急事態において、実際に施設の事態がどうなっているのかを理解し、得た情報をどのように判断するのか検討する必要がある。
- 鈴木委員長 EALについては、原子力事業者において事態の進展に応じて判断するチェックリストがある。それを栃木県も入手して、どのような事態になっているのか分かる体制にしておくことで正確な判断ができる。
- 藤城委員 OIL2や飲食物摂取制限基準に係る情報が栃木県に関係するので、これに対しての対応や計画を作成することが必要になる。また、栃木県内でモニタリングを実施しているが、立地県におけるモニタリングの情報は隣接県には来ないので、国から情報を得る仕組みを作っていくことが課題である。
- 事務局 国から緊急時のモニタリング体制について示されたが、主にUPZ内での枠組みが規定されており、本県はこの枠組みの中に入らないので、本県においても情報が得られるようにしていく。
- 鈴木委員長 栃木県のモニタリング体制はどのようになっているのか。情報を収集すると同時に、県としてどのようなモニタリング体制をとろうとしているのか。
- 事務局 福島事故の際にモニタリングを開始して、その後も継続的に実施している。そのノウハウに基づいた体制はできているが、OIL等に基づいた体制にはなっていない。栃木県がとるべき体制等については再構築しなければならない。

- 鈴木委員長 福島事故のときは、一部の地域の空間放射線量率が1時間当たり20マイクロシーベルトになり、また、広い地域が1時間当たり0.5マイクロシーベルトになった。OILの値を超えるとすぐに移転ということでは混乱するので、ブルームの通過時と通過後の対策を整理しておく必要がある。
- 県民を守るための対策に加えて、地域防災計画に立地県からの避難者の受入れを記載する必要がある。現在、広域避難の際の受入れについて、マニュアル等ほどの程度整備されているのか。
- 事務局 広域避難の際の受入れについて整備されている状況ではない。まず、大規模な地震など一般の災害の枠組みの中で、広域避難について栃木県としてどのように実施していくのか、併せて、モニタリングや除染など原子力災害特有のものについて、地域防災計画に規定していく。
- 広域的、複合的な災害が発生した時に、活動の拠点になるエリアの設置など、栃木県として準備できるものを地域防災計画に位置付けている。また、原子力災害特有の事前準備等については、要請する側の考え方についてもう少し議論した上で進めていく。
- 菊地委員 原子力災害が発生して栃木県が対応しなければならない時は、立地県がひどい状況になっていることが考えられる。福島事故の時は、栃木県においてはライフラインの状態が良かったので、避難者を受け入れる準備をした病院もあった。栃木県の防災計画に近隣県からの避難者について規定した方が良い。
- 事務局 広域避難については立地県において検討されていて、本県と事務的に調整する動きがある。まず、相手方がどのようなことを求めている、その準備を栃木県がどれだけできるのかすり合わせをしていきたい。
- 小野委員 広域避難に関して、現実に被ばく医療が必要となる方はごく一握りであるが、全ての方を被ばく医療の対象とすると医療機関の受入れ能力が大きく落ちてしまうので、被ばく医療の必要性に係る情報を的確に伝える必要がある。
- 鈴木委員長 避難者が汚染された靴や服を着けたままだと施設が汚染されてしまうので、避難者を受け入れる際はどこかで着替えができるようにするなど、受入れが円滑になるようにマニュアル等を整備していくと良い。
- 国において、災害の時に病院のベッド数、看護師の割合、患者が必要とするスペース等の規制が緩和されるという話がある。栃木県がどれぐらい受け入れられるのかを考えて防災計画の作成を進める必要がある。
- 小野委員 県内の医療機関において、被ばく医療に関する備品の整備状況や災害時のマニュアルにおける被ばく医療に関する記載など、被ばく医療に関する準備状況について、県はどこまで把握しているのか。栃木県としていくつか医療機関を指定して、積極的に体制整備を指導することを考えているのか。
- 事務局 医療機関の初期被ばく医療については把握していないので、関係する部署に御質問の趣旨をお伝えして後ほど報告する。
- 鈴木委員長 国では、それぞれの県の災害拠点病院等を中心に被ばく医療に関する教育をして、災害時に汚染患者を受け入れる体制をとると同時に、教育や汚染管理の要員が応援に入る仕組みについて議論されている。栃木県においても、国とは別に、病院にどのような形で支援していくのか考えていく必要がある。

ブルームが飛んできたときに、屋内退避や牛乳、地場野菜等汚染の可能性のある食品を摂取しないことについて、住民への情報提供が最も重要である。情報伝達や住民への注意喚起の方法について、どのように考えているのか。

- 事務局 O I L 4を超えた段階でモニタリングが始まるが、その前に暫定的な摂取制限などの運用を考えていかないといけない。どの時点で適切に運用できるのか十分に検討していきたい。併せて、災害時に住民に情報を適切に伝えるため、どのような手段が可能なのか十分に研究していく。
- 鈴木委員長 栃木県は立地県から少し離れているので、情報伝達ルートは確保できている可能性が高い。福島事故など実際に私たちが経験したものをベースに、住民に対してどのような情報伝達が可能なのか考えていく必要がある。
- 稲葉委員 東日本大震災の時に気象庁においては、衛星の中継機能を使った観測装置は生きていたが、震度計も沿岸部を中心に相当損壊し、専用回線もダウンした。したがって、職員を派遣して情報を収集することを含めて情報伝達手段の多重化を考えておかないと、情報が外から入ってくる状況にはならない。
- 小野委員 他県では衛星回線がなかなかつながらなかったと聞いているので、衛星回線すらあてにならないということを前提に話を進めていかなければならない。
- 鈴木委員長 災害時における対策については、メディアの協力がないと伝達できないし、また、それぞれの市町の防災無線等を総動員しないとうまくいかない。住民に情報が届かなかったために対応が遅れることがないように、早く、正確に情報を伝える仕組みを考えておく必要がある。
- 藤田委員 複数の伝達手段を用意して、ある方法がだめでも別の方法をとれるようにしておくことが必要である。また、防災無線などを地域の特定の場所に設置しておくことにすれば確実に情報を伝達できるのではないか。
- 鈴木委員長 栃木県では、屋内退避や飲食物摂取制限に関する情報の伝達を、対象となる地域にいかにか早く徹底できるかが一番のポイントになる。それは必ずしもO I Lではなく、ある程度ブラインドで判断することになるので、防災計画では、まず、住民の安全を確保するための対策を規定しておく必要がある。
- 夏秋委員 中途半端に住民に情報が伝わると住民がパニックになって、例えば、水の買い占めに走ってしまうことが考えられるが、その対策はどうなっているのか。
- 事務局 今のところそこまでの状況になっていないが、正しい情報を住民にお知らせすることが基本的な考えであり、そのための対策をとっていく。
- 鈴木委員長 住民との信頼関係をどのように保つかのかが大きな課題になる。大きな事故ほど責任者が前面に出て住民に対して情報発信を行い、住民を保護する姿勢が伝わるようにすることが重要である。
- 夏秋委員 O I L 6や飲食物に係るスクリーニング基準に関して、農作物のモニタリングに係る体制等はできているのか。
- 事務局 福島事故以降、栃木県でも広範に農産物等のモニタリング検査を実施している。どのような情報を流してどのように始めるのかということについて整備をすれば対応は可能である。

(2) その他（報告事項）

ア 原子力防災訓練

小祝原子力災害対策室長から資料2に基づき説明があった。

- 藤田委員 防災訓練について、県民に対して分かりやすいパンフレットや流れが分かる資料を作成したのか。また、実施した内容を県のホームページで県民の誰もが見ることができる状況になっているのか。
- 事務局 訓練の際に、栃木県の原子力防災に係る手順等が分かるパネルを会場に展示した。その後、パンフレットを作成して県民等に配布するとともに、訓練についての概要等と併せてホームページに掲載した。
- 鈴木委員長 訓練では、参加者は自分たちが何を実施しているのか意味を十分に理解しておかないと機械的になってしまう。技術的な習得と同時に、それぞれの訓練の背景にある放射線防護の考え方について教育していくことが重要である。
- 藤城委員 個別の訓練で技術を習得するほか、指導的立場の人が参加して、全体の流れがどうなっていたのか統括する訓練を実施する必要がある。
- 鈴木委員長 国や原子力事業者など関係機関から集めた情報を、メディアや市町村の協力を得て県民に提供する訓練のほか、避難者を受け入れてスクリーニングをする訓練や、消防、警察、医療関係者など派遣する人たちに対する教育など、栃木県で必要なことを絞り込んで訓練を行う必要がある。
- 菊地委員 原子力施設が近傍にある県としての特性を生かした訓練を繰り返して、いかに県民の安全について真剣に考えているのか理解されればおのずと信頼されるし、また、そこで培われたものがいざというときに信頼された動きになる。
- 藤原委員 シナリオ通りに実施するだけの訓練はいくらやっても機能しないので、情報をいかに共有化して伝達し、最適な判断ができるルールを作っておくことが重要である。防災計画を本当に実のあるものにするためには、リアルタイムで入ってくる情報について伝える手段をいかに確保するのか、情報伝達訓練ではこの点を充実させることが重要である。
- 藤田委員 栃木県においては屋内退避が一番重要で、その次に飲食物の摂取制限を徹底する。これができれば、栃木県の原子力防災はほとんど90%できあがるような形になるので、そのような訓練を実施した方が良い。
- 鈴木委員長 放射線のリスクや防災の考え方などを参加者に講演することをもっと考えると良い。また、情報を収集して対策を判断していく訓練について、ブレインで危機管理監が中心となって実施し、その中に専門家が入っていくようなリアルな訓練を実施すべきである。
- 鈴木委員長 今は福島事故の直後なので資機材等の整備が進んでおり、ある程度使い慣れている人たちもいるが、長い期間が経つと機器自体が老朽化するし、また、ノウハウを持った人が少なくなるので、訓練を実施してどのように維持していくのが重要なポイントになる。

イ 原子力事業者との通報連絡体制

小祝原子力災害対策室長から資料3に基づき説明があった。

- 鈴木委員長 福島事故のときに、原子力事業者はどの程度近隣県に情報を発信したのか。大災害においては覚書通り運用できないこともあるので、情報を得るために何らかのアクションをとることを考えておく必要がある。
- 事務局 福島事故が起こった当時は、原子力事業者と覚書等を締結していなかった

ので情報が入ってこなかった。今後、どのような状況だったのか確認をして必要な対策をとっていく。

- 鈴木委員長 原子力発電所と原子力事業者の本店との間には、回線が大抵の場合生きているので、現地の原子力発電所との連絡体制だけではなく、県と本店との連絡体制の構築など複数のルートを考えておいた方が良い。
- 小野委員 県の衛星電話は電力会社とつながっているのか。それが切れた場合に、本店経由での通報連絡など他の手段についてはこれから整備するのか。
- 事務局 現在、原子力事業者と個別に協議をして、ある発電所では、もし地上電話回線がだめになったときにどのような対応ができるのか検討しているところであるが、今のところ全ての事業者の回線がつながる状況になっていない。
- 藤田委員 県と原子力事業者との連絡体制だけでなく、例えば、立地県には情報が先に入るので、そこから直接情報を入手できるシステムを作っておく必要がある。
- 事務局 地域防災計画等を作成する際に、避難者の受入れについて立地県とお互いにすり合わせをする必要がある。避難者を受け入れるにあたって、必要な情報がないと十分な準備ができないので、立地県から適切な情報を受けられる仕組みができないか、今後、広域避難の受入れと併せて検討を進めていく。

ウ 県有施設等の除染の実施状況

小祝原子力災害対策室長から資料4に基づき説明があった。

- 鈴木委員長 除染を実施した後の平均空間線量率が高いところがあるが、具体的な目標値は決まっているのか。
- 事務局 健康に関する有識者会議からの提言に基づき、また、国の補助金を活用してできるだけ線量を下げることが目標に除染に取り組んできた。今後、平均空間線量率が高い施設について、補助金の活用や施設の維持管理として実施するなど、何ができるのか十分検討していく。
- 鈴木委員長 これで除染を終了したのではなくて、継続して実施していく姿勢が必要である。もう少し除染をすれば線量が下がるところがあれば実施すべきである。
- 藤田委員 県有施設については良く除染したが、継続してモニタリングを実施する必要がある。また、今後、いわゆるウエザリング効果によって、河川敷に放射性物質が流れてきて線量が上がる可能性があるので、モニタリング等を続ける必要がある。

4 その他

荒川危機管理監から、地域防災計画の原子力災害対策編について、今回の意見を踏まえて来年度に開催する栃木県防災会議を経て改正する予定であること、原子力防災訓練についても今回の意見を次回実施する訓練に反映させていくこと、及び次回会議の日程については国の動向を踏まえて開催することを説明した。

以上で平成25年度栃木県原子力災害対策専門委員会を終了した。